

白山市吉野谷セミナーハウス使用料に係る減免基準表

使用料の減免申請	
根拠となる例規 白山市吉野谷セミナーハウス条例 第9条（使用料の減免）	
審査基準	減免割合
（使用料の減免） 1 上記条例の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。	
2 使用料の減免は、次の各号に掲げるものとする。	
(1) 白山市、白山市教育委員会が主催事業又は国若しくは県との共催事業として使用するとき	100%
(2) 学校教育法に規定する市内の小学校、中学校、幼稚園が学校教育活動又は課外活動に使用するとき	100%
(3) 学校教育法に規定する市内の高等学校が学校教育活動又は課外活動に使用するとき	100%
(4) 学校教育法に規定する市内の大学が学校教育活動又は課外活動に使用するとき	50%
(5) 白山市公民館連合会及び連合会を構成する地区公民館が主催事業として使用するとき	50%
(6) 白山ろく少年自然の家が使用するとき	50%
(7) その他市長が特に必要と認めるとき	100%

（備考）

この基準は平成30年4月1日から適用する。